

○大子町建設工事等入札参加資格審査要項

平成17年12月27日

告示第55号

改正 平成19年3月30日告示第35号

平成20年3月17日告示第14号

平成27年3月19日告示第17号

令和元年8月8日告示第71—3号

令和3年5月21日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要項は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、町が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者のうち共同企業体でないものに必要な資格(以下「参加資格」という。)の審査(以下「資格審査」という。)に関し、大子町財務規則(昭和40年大子町規則第5号。以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令3告示57・一部改正)

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(2) 建設コンサルタント業務 次に区分する業務を総称し、業務の定義はそれぞれ当該業務に定めるところによる。

ア 測量業務 測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量の業務をいう。

イ 土木関係建設コンサルタント業務 土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務をいう。

ウ 建築関係建設コンサルタント業務 建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務をいう。

エ 地質調査業務 土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務をいう。

オ 補償コンサルタント業務 公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積りの業務をいう。

カ 土地家屋調査業務 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定する土地家屋調査の業務をいう。

キ 不動産鑑定評価業務 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条の2に規定する不動産鑑定の業務をいう。

ク 計量証明業務 計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号に規定する計量証明の業務をいう。

（資格審査の要件）

第3条 資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じた要件を備えていなければならない。

(1) 建設工事

ア 税を完納していること。

イ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権していない者でないこと。

ウ 銀行取引停止を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

エ 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

オ 法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

(2) 建設コンサルタント業務

ア 前号アからウまでに掲げる要件に該当する者であること。

イ 次に掲げる業務にあつては、当該業務に定める登録がなされている者であること。

(ア) 測量業務 測量法第55条第1項の規定による登録

(イ) 建築関係建設コンサルタント業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

(ウ) 土地家屋調査業務 土地家屋調査士法第8条の規定による登録

(エ) 不動産鑑定評価業務 不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録

(オ) 計量証明業務 計量法第107条の規定による登録

（資格審査の申請）

第4条 資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じた書類（以下「申請書等」という。）を町長に提出しなければならない。

(1) 建設工事

ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）

イ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

ウ 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し

- エ 営業所一覧表
 - オ 登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）の写し
 - カ 印鑑証明書の写し
 - キ 工事経歴書
 - ク 技術者経歴書
 - ケ 国税及び地方税が未納でないことの証明書の写し
 - コ 建設業退職金共済加入履行証明書の写し（加入者のみ）
 - サ 建設業災害防止協会加入証明書の写し
 - シ 法定外労災補償制度への加入証明書の写し（加入者のみ）
 - ス 主要取引金融機関名一覧表
 - セ その他町長が必要と認める書類
- (2) 建設コンサルタント業務
- ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）（様式第2号）
 - イ 建設コンサルタント業務に係る登録通知書又は登録証明書の写し（登録を受けている者に限る。）
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）の写し
 - オ 印鑑証明書の写し
 - カ 測量等実績調書
 - キ 技術者経歴書
 - ク 財務諸表
 - ケ 国税及び地方税が未納でないことの証明書の写し
 - コ 主要取引金融機関名一覧表
 - サ その他町長が必要と認める書類
- （資格審査の申請期間）

第5条 資格審査の申請期間は、定期受付期間（令和2年を基準年として隔年ごとの10月1日から12月28日までの間で町長が定める期間をいう。以下同じ。）及び追加受付期間（定期受付期間後、おおむね3月ごとの間隔を設けた上で町長が定める期間をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由があると町長が認めた場合は、随時に申請することができる。

（令3告示57・一部改正）

(参加資格の決定等)

第6条 町長は、申請書等を受理したときは、大子町建設工事請負業者等資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、参加資格の有無及び建設工事にあつては発注金額の標準となる等級の格付けを決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により参加資格を有すると決定された者（以下「有資格者」という。）については、財務規則第85条第2項（財務規則第94条において準用する場合を含む。）の規定による名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載するものとする。

(平19告示35・一部改正)

(格付けの方法)

第7条 町長は、前条第2項の規定により入札参加資格者名簿に登載された町内に主たる営業所のある建設業者について、法第27条の23の規定に基づく経営に関する事項の審査結果の数値及び別表第1に定める主観的事項の審査結果の数値を合計した数値（以下「総合数値」という。）を算出し、別表第2に定める建設工事の種類ごとに、同表中欄の総合数値の区分に応じ、同表左欄の等級のいずれかに格付けるものとする。

2 前項の場合において、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより格付けの調整を行うものとする。

(1) 新たな業種について参加資格を得た者を格付けする場合は、当該参加資格を得た者の等級の1等級下位の等級に格付けする。

(2) 格付けする者の等級が前年度の等級の2等級以上上位の等級になる場合は、当該等級の1等級下位の等級に格付けする。

(3) 格付けする者の等級が前年度の等級の1等級下位の等級になる場合において、総合数値に10点を加えれば前年度の等級になるときは、前年度の等級に格付けする。

(4) 格付けする者の等級が前年度の等級の2等級以上下位の等級になる場合は、総合数値に10点を加えた数値に対応する等級に格付けする。

(5) 格付けする者について、他の者の等級との著しい不均衡、格付け決定時における経営不振その他特別の事由があると認められる場合は、審査会の議を経て、格付けを調整し、又は格付けをしないことができる。

3 前2項の規定により格付けをした者については、建設工事請負業者等級格付名簿に登載するものとする。

(平19告示35・追加、令3告示57・一部改正)

(参加資格の有効期間)

第8条 参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる期間にした資格審査の申請に係る決定につき、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 定期受付期間であるとき。 定期受付期間のある年の翌年4月1日から当該日の属する年の翌々年の3月31日まで
- (2) 追加受付期間であるとき。 追加受付期間のある月の翌々月の1日からその日以降最初に到来する前号に規定する期限まで
- (3) 第5条第2項に規定する期間であるとき。 決定のあった日からその日以降最初に到来する第1号の規定による期限まで

(平19告示35・旧第7条繰下, 令3告示57・一部改正)

(変更届)

第9条 有資格者は、次に掲げる申請書等に係る事項に変更が生じたときは、速やかに一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事・建設コンサルタント業務）（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 本社（店）住所
- (4) 営業所の名称, 所在地, 受任者の氏名
- (5) 許可, 登録等
- (6) 実印, 使用印等
- (7) 資本金

(平19告示35・旧第8条繰下)

(参加資格の地位の承継)

第10条 次の各号に掲げる者は、町長の承認を受けて有資格者の地位を承継できる。

- (1) 有資格者である個人事業者が死亡した場合における当該個人事業者の相続人
- (2) 有資格者である個人事業者が法人を設立した場合における当該法人
- (3) 有資格者である法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立した法人
- (4) 有資格者である法人が分割（当該営業を承継させる者に限る。）した場合における分割により当該営業を承継した法人
- (5) 有資格者である個人事業者又は法人が営業譲渡を行った場合における営業譲渡を受けた個人又は法人

2 前項の規定による承認の手續等については、町長が別に定める。

(平19告示35・旧第9条繰下)

(資格の取消し)

第11条 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り

消し、入札参加資格者名簿から抹消する。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可が失効したとき。
- (2) 法第3条第1項の規定による許可の取消しを受けたとき。
- (3) 銀行取引停止を受けるなど経営状態が著しく不健全であると認められるとき。
- (4) 申請書等に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (5) 営業を停止したとき。
- (6) 第3条第2号イに定める登録の取消し、抹消若しくは消除を受けたとき、又は当該登録が失効したとき。
- (7) その他町長が有資格者として不相当と認めたとき。

(平19告示35・旧第10条繰下)

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

(平19告示35・旧第11条繰下、令3告示57・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に入札参加資格者名簿に登載されている者は、この告示の規定による有資格者であるとみなす。

附 則 (平成19年告示第35号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第14号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第17号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年告示第71—3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

（平19告示35・追加，平20告示14・令元告示71—3・一部改正）

主観的事項の評点方法

項目	数値
1 建設業者の前年度又は前々年度における 1件100万円以上の町発注工事成績の平均点数。ただし、右欄により加点する場合 にあつては、工事施工件数が2件以上の者に に限る。	1 85点以上の者については+50点
	2 80点以上85点未満の者については+ 30点
	3 75点以上80点未満の者については+ 15点
	4 67点未満の者については-30点
2 優良建設業者の褒賞を受けた者	過去5年間の回数×10点
3 前年度において指名停止処分を受けた者	1 2週間以下 -5点
	2 2週間を超え1か月未満 -10点
	3 1か月以上6か月未満 -15点
	4 6か月以上 -20点
4 前年度において指示処分又は営業停止処 分を受けた者	1 指示処分を受けた者 -5点
	2 2週間を超え1か月未満 -10点
	3 1か月以上3か月未満 -15点
	4 3か月以上 -20点
5 前年度において、賃金不払いで建設業相 互通報制度により通報があつた者	1件につき -15点

別表第2（第7条関係）

（平19告示35・追加，平27告示17・令3告示57・一部改正）

格付け基準（発注標準金額は、設計金額とし消費税を含む。）

1 土木一式工事

等級	総合数値（点）	発注標準金額（千円）
A	750以上	5,000以上
B	670以上750未満	30,000未満3,000以上
C	600以上670未満	15,000未満
D	600未満	10,000未満

2 建築一式工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	720以上	10,000以上
B	630以上720未満	30,000未満
C	630未満	10,000未満

3 舗装工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	700以上	5,000以上
B	600以上700未満	15,000未満
C	600未満	5,000未満

4 水道施設工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	650以上	5,000以上
B	600以上650未満	15,000未満
C	600未満	5,000未満